

福島市告示第68号

沿道区域指定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第44条第1項の規定に基づき、沿道区域を次のように指定する。その関係図面は福島市役所建設部路政課において2週間一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場 雄基

路線番号	路線名	区間	延長	沿道幅員 (最大幅員)	損害予防措置の 対象
60043	八島町4号線	福島市八島町116番2地先から 福島市八島町88番1地先まで	0.115km	片側 12.34m	電柱
60046	入江町8号線	福島市入江町20番1地先から 福島市入江町19番1地先まで	0.045km	片側 10.75m	電柱

沿道区域指定日 令和8年3月31日